

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前																								
第1章 総則	第1章 総則																								
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱																								
2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱 (5) 自衛隊 1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、 <u>応急医療・救護・防疫</u> 、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等、 <u>救援物資の無償貸与又は譲与</u>)	2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱 (5) 自衛隊 1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、 <u>応急医療等の実施</u> 、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)																								
第3節 本県の地勢等の概況	第3節 本県の地勢等の概況																								
3 過去の地震災害 【香川県の主な地震被害】	3 過去の地震災害 【香川県の主な地震被害】																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">地 震 名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">規 模</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">震 央</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">被 害 状 況</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">発生年月日</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">震 度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～3 略</p> <p>4 表中の <u>1919</u> 年以降に発生した地震の震央地名は「震度データベース（気象庁ホームページ）」による。</p>	地 震 名	規 模	震 央	被 害 状 況	発生年月日	震 度			略				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">地 震 名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">規 模</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">震 央</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">被 害 状 況</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">発生年月日</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">震 度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～3 略</p> <p>4 表中の <u>1923</u> 年以降に発生した地震の震央地名は「震度データベース（気象庁ホームページ）」による。</p>	地 震 名	規 模	震 央	被 害 状 況	発生年月日	震 度			略			
地 震 名	規 模	震 央	被 害 状 況																						
発生年月日	震 度																								
略																									
地 震 名	規 模	震 央	被 害 状 況																						
発生年月日	震 度																								
略																									
第5節 地震・津波防災対策目標	第5節 地震・津波防災対策目標																								
平成 19 年 3 月 策定	平成 19 年 3 月 策定																								

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>令和7年2月 修正</u>	<u>令和6年2月 修正</u>
<p>2 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生の切迫性 <p>本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8~9 クラスの地震が発生する確率は、<u>80%程度</u>（<u>令和7年1月1日現在</u>）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある</p>	<p>2 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生の切迫性 <p>本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8~9 クラスの地震が発生する確率は、<u>70%~80%</u>（<u>令和5年1月1日現在</u>）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある</p>
<p>4 想定される被害と対応</p> <p>【津波に対する備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・海岸堤防等の整備 <p>「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT. P. +2.9mの津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るために、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（<u>令和6年3月第4回変更</u>）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。</p>	<p>4 想定される被害と対応</p> <p>【津波に対する備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・海岸堤防等の整備 <p>「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT. P. +2.9mの津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るために、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（<u>令和5年3月第3回変更</u>）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。</p>
<p>6 減災を実現するための目標と対策</p> <p>I 強い揺れへの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ライフライン、公共施設の耐震化 	<p>6 減災を実現するための目標と対策</p> <p>I 強い揺れへの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ライフライン、公共施設の耐震化

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。(令和5年度末98%) ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進（土木部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。(令和4年度末98%) ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進（土木部）
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害の防止
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>[土石流対策]</u> <u>保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（土石流）における砂防施設の整備率を令和7年度までに24.5%にする。（令和5年度末24.2%）</u> ○ <u>[地すべり対策]</u> <u>保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（地すべり）における地すべり防止施設を令和7年度までに1箇所整備し、9箇所にする。（令和5年度末8箇所）</u> ○ <u>[急傾斜地崩壊対策]</u> <u>保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和7年度までに29.9%にする。（令和5年度末29.7%）</u> ○ 令和7年度までに3,651箇所のため池整備（全面改修）を目指す。（令和5年度末3,583箇所） <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>土石流危険渓流（ランクI）における砂防施設の整備率を令和7年度までに29.1%にする。（令和4年度末27.0%）</u> ・ <u>砂防事業を実施（土木部）</u> ○ <u>地すべり危険箇所における地すべり防止施設を令和7年度までに2箇所整備する。（令和4年度末12箇所）</u> ・ <u>地すべり対策事業を実施（土木部）</u> ○ <u>急傾斜地崩壊危険箇所（ランクIの自然がけ）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和7年度までに37.4%にする。（令和4年度末36.8%）</u> ・ <u>急傾斜地崩壊対策事業を実施（土木部）</u> ○ 令和7年度までに3,651箇所のため池整備（全面改修）を目指す。（令和4年度末3,568箇所） <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）
<p>III 地震・津波に強い地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発 ○ 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和7年度までに100,000件にする。（令和5年度末 	<p>III 地震・津波に強い地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発 ○ 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和7年度までに100,000件にする。（令和4年度末

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p><u>71,891 件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進（危機管理総局） <p>◇ 自主防災活動の促進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>自主防災組織の活動カバー率を令和 7 年度までに 100% にする。（令和 6 年 4 月 1 日現在 97.4%）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援（危機管理総局） ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局） ○ <u>N P O 法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和 7 年度までに 4,250 人にする。（令和 6 年 9 月末現在 3,946 人）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成（危機管理総局） ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣（危機管理総局） ○ <u>地区防災計画の策定カバー率を令和 7 年度までに 60% にする。（令和 5 年度末 44.5%）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局） ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局） 	<p><u>62,532 件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進（危機管理総局） <p>◇ 自主防災活動の促進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>自主防災組織の活動カバー率を令和 7 年度までに 100% にする。（令和 5 年 4 月 1 日現在 97.2%）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援（危機管理総局） ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局） ○ <u>N P O 法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和 7 年度までに 4,250 人にする。（令和 5 年 12 月末現在 3,604 人）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成（危機管理総局） ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣（危機管理総局） ○ <u>地区防災計画の策定数を令和 7 年度までに 63 地区にする。（令和 4 年度末 58 地区）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局） ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 都市防災対策計画</p> <p>2 都市防災対策の推進</p>	<p>第 2 章 灾害予防計画</p> <p>第 1 節 都市防災対策計画</p> <p>2 都市防災対策の推進</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 宅地造成等の規制</p> <p>県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。</p> <p><u>また、県内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。</u></p>	<p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 宅地造成等の規制</p> <p>県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。</p>
<p>第3節 地盤災害等予防計画</p> <p>1 土砂災害・山地災害の災害予防対策</p> <p>(1) 県は、土砂災害・山地災害における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。</p> <p>① 略</p> <p>② 治山事業</p> <p>県内の民有林に <u>3,407箇所</u>（崩壊土砂流出危険地区 <u>2,096箇所</u>、山腹崩壊危険地区 <u>1,309箇所</u>など）及び国有林に <u>126箇所</u>（崩壊土砂流出危険地区 <u>69箇所</u>、山腹崩壊危険地区 <u>57箇所</u>）ある山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。</p>	<p>第3節 地盤災害等予防計画</p> <p>1 土砂災害・山地災害の災害予防対策</p> <p>(1) 県は、土砂災害・山地災害における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。</p> <p>① 略</p> <p>② 治山事業</p> <p>県内の民有林に <u>3,406箇所</u>（崩壊土砂流出危険地区 <u>2,095箇所</u>、山腹崩壊危険地区 <u>1,309箇所</u>など）及び国有林に <u>126箇所</u>（崩壊土砂流出危険地区 <u>69箇所</u>、山腹崩壊危険地区 <u>57箇所</u>）ある山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。</p> <p><u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p>

第4節 火災予防計画

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>1 出火防止、初期消火</p> <p>(1) 一般家庭に対する指導等</p> <p>③ 市町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備され、<u>ガスのマイコンメーター、震度ブレーカー等の普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。</u></p>	<p>1 出火防止、初期消火</p> <p>(1) 一般家庭に対する指導等</p> <p>③ 市町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。</p>
<p>2 消防力の強化</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の<u>強化</u>を積極的に進める。</p> <p>(3) 略</p>	<p>2 消防力の強化</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の<u>活性化</u>を積極的に進める。</p> <p>(3) 略</p>

第5節 危険物等災害予防計画

1 概要

本県には、消防法に基づく危険物施設が 3,796 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が 1,565 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が 99 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 41 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

第5節 危険物等災害予防計画

1 概要

本県には、消防法に基づく危険物施設が 3,796 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が 1,565 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が 99 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 42 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>第8節 防災施設等整備計画</p> <p>2 通信施設等</p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に有効な、携帯電話、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。 <p>(2) 略</p>	<p>第8節 防災施設等整備計画</p> <p>2 通信施設等</p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。 <p>(2) 略</p>
<p>第9節 防災業務体制整備計画</p> <p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 市町は、<u>市町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化</u></p>	<p>第9節 防災業務体制整備計画</p> <p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 市町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づい</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p><u>を図るよう努めるとともに、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>(10)・(11) 略</p>	<p><u>て、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>(10)・(11) 略</p>
<p>第10節 保健医療福祉救護体制整備計画</p> <p>1 初期医療体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 関係機関は、市町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMA T）や<u>災害支援ナース</u>、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第10節 保健医療福祉救護体制整備計画</p> <p>1 初期医療体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 関係機関は、市町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMA T）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。</p> <p>(3) 略</p>
<p>第12節 避難体制整備計画</p> <p>2 指定避難所の指定、整備</p> <p>(1) 市町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性及び地震の諸元に応じ、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑</p>	<p>第12節 避難体制整備計画</p> <p>2 指定避難所の指定、整備</p> <p>(1) 市町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性及び地震の諸元に応じ、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>かつ安全に行えるよう努める。</p> <p>略</p> <p>市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>市町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源、ガス設備 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ <u>衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器</u> ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <p>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p>	<p>かつ安全に行えるよう努める。</p> <p>略</p> <p>市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源、ガス設備 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <p>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。</p> <p>(4) 市町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。</p> <p>(5) <u>市町は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) <u>市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のた</u></p>	<p>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。</p> <p>(4) 市町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p><u>めの拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) 市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	
<p>6 避難に関する広報</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れられるよう、<u>また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、</u>地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。</p>	<p>6 避難に関する広報</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。</p>
<p>7 避難計画の策定</p> <p>略</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における<u>避難者の過密抑制</u>や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、県はこれを支援する。</p> <p>略</p>	<p>7 避難計画の策定</p> <p>略</p> <p>また、<u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生</u>を踏まえ、避難所における<u>3密の回避</u>や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、県はこれを支援する。</p> <p>略</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>保健所は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時においては、自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u> <u>これらのこととが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>	<p>保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>
<p>14 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練</p> <p>県及び市町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>また、県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p>	<p>14 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練</p> <p>県及び市町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>
<p>第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料</p>	<p>第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>	<p>等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>
<p>2 飲料水の確保</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>	<p>2 飲料水の確保</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>
<p>3 生活物資の確保</p> <p>県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想</p>	<p>3 生活物資の確保</p> <p>県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前																									
<p>定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>	<p>定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>																									
<p>5 物資の集積拠点の指定</p> <p>【一次（広域）物資拠点支援施設】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">番号</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事業者名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">施設名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">施設の種別</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">14</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">高松市</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">道の駅「源平の里 むれ」</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">道の駅</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">高松市牟礼町原 631-7</td></tr> </tbody> </table>	番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地	略					14	高松市	道の駅「源平の里 むれ」	道の駅	高松市牟礼町原 631-7	<p>5 物資の集積拠点の指定</p> <p>【一次（広域）物資拠点支援施設】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">番号</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事業者名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">施設名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">施設の種別</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地	略				
番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地																						
略																										
14	高松市	道の駅「源平の里 むれ」	道の駅	高松市牟礼町原 631-7																						
番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地																						
略																										
<p>第18節 防災知識等普及計画</p> <p>3 住民に対する普及啓発</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等に</p>	<p>第18節 防災知識等普及計画</p> <p>3 住民に対する普及啓発</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等に</p>																									

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>おいて住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、<u>津波防災の日</u>、火災予防週間等の予防運動実施時期を中心に行う。</p>	<p>おいて住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間等の予防運動実施時期を中心に行う。</p>
<p>9 災害教訓の伝承</p> <p>住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。また、<u>県、市町、防災関係機関等と相互に連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>9 災害教訓の伝承</p> <p>住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>
<p>第19節 自主防災組織育成計画</p> <p>災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るために、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防</p>	<p>第19節 自主防災組織育成計画</p> <p>災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るために、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>災組織の育成や活動の活性化、消防団の<u>充実強化</u>などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区的防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。</p> <p>2 事業所の自衛消防組織等</p> <p>事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。</p> <p>事業所等は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町は、こうした事業所等と自主防災組織の協力連携を進めため、地域防災協定の締結を促進するものとする。</u></p> <p>3 消防団の<u>充実強化</u></p>	<p>災組織の育成や活動の活性化、消防団の<u>活性化</u>などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区的防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。</p> <p>2 事業所の自衛消防組織等</p> <p>事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。</p> <p>事業所等は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。</p> <p>3 消防団の<u>活性化</u></p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、県及び市町は、<u>施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。</u></p>	<p>消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、県及び市町は、<u>装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。</u></p>
<p>第20節 被災動物の救護体制整備計画</p> <p>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</p> <p>県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防などの観点から適正使用できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。</p> <p>市町は、指定避難所での混乱を避けるため、<u>また被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定やその受入れ方法等についての住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。</p> <p><u>加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。</u></p>	<p>第20節 被災動物の救護体制整備計画</p> <p>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</p> <p>県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防などの観点から適正使用できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。</p> <p>市町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定<u>、住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。</p>
<p>4 被災動物救護活動対策</p> <p>県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、<u>被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。</u></p>	<p>4 被災動物救護活動対策</p> <p>県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、<u>被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。</u></p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後					修 正 前				
第3章 災害応急対策計画					第3章 災害応急対策計画				
第1節 活動体制計画					第1節 活動体制計画				
1 県の活動組織					1 県の活動組織				
【消防庁連絡先】					【消防庁連絡先】				
区分 回線別	応急対策室 (平日 9:30~18:15)		宿 直 室 (左記以外)		区分 回線別	応急対策室 (平日 9:30~18:15)		宿 直 室 (左記以外)	
	電 話	F A X	電 話	F A X		電 話	F A X	電 話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036	消防防災無線 ※	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネット ワーク ※1	7-048-500-90- 49013	7-048-500-90- 49033	7-048-500-90- 49101	7-048-500-90- 49036	地域衛星通信ネット ワーク ※	7-048-500-90- 49013	7-048-500-90- 49033	7-048-500-90- 49101	7-048-500-90- 49036
地域衛星通信ネット ワーク ※2	048-500-90- 49013	048-500-90- 49033	048-500-90- 49101	048-500-90- 49036					
※1：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。					※：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。				
※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。									
第2節 広域的応援計画					第2節 広域的応援計画				
7 応援受入体制の確保					7 応援受入体制の確保				
応援等を要請した県、市町等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコ					応援等を要請した県、市町等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコ				

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前																											
<p>プターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。</p> <p><u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>プターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。</p>																											
<p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>1 災害派遣要請の手続等</p> <p>【陸上自衛隊第14旅団第3部連絡先】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">電 話</th> <th style="width: 30%;">F A X</th> </tr> <tr> <td>NTT回線</td> <td>0877-62-2311</td> <td>0877-62-2311 (内線切替)</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク ※1</td> <td>7-037-466-001</td> <td>7-037-466-002</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク ※2</td> <td>037-466-001</td> <td>037-466-002</td> </tr> </table> <p>※1：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。</p> <p>※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。</p> <p>3 派遣部隊の業務</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)～(13) 略</p>		電 話	F A X	NTT回線	0877-62-2311	0877-62-2311 (内線切替)	地域衛星通信ネットワーク ※1	7-037-466-001	7-037-466-002	地域衛星通信ネットワーク ※2	037-466-001	037-466-002	<p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>1 災害派遣要請の手続等</p> <p>【陸上自衛隊第14旅団連絡先】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">第3部 (N T T)</th> <th style="width: 30%;">第3部 (防災行政無線： 地上) ※1</th> <th style="width: 30%;">第3部 (防災行政無線： 衛星) ※2</th> </tr> <tr> <td>TEL 0877- 62-2311</td> <td>FAX 0877- 62-2311 (内線切替)</td> <td>TEL 466- 502</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>FAX 466- 581</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>TEL 037- 466-001</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>FAX 037- 466-002</td> </tr> </table> <p>※1 防災行政無線電話機による</p> <p>※2 衛星電話機による</p> <p>3 派遣部隊の業務</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>通信支援</u> 緊急を要し、他に適當な手段がない場合に、通信の支援を行う。</p> <p>(9)～(14) 略</p>	第3部 (N T T)	第3部 (防災行政無線： 地上) ※1	第3部 (防災行政無線： 衛星) ※2	TEL 0877- 62-2311	FAX 0877- 62-2311 (内線切替)	TEL 466- 502			FAX 466- 581			TEL 037- 466-001			FAX 037- 466-002
	電 話	F A X																										
NTT回線	0877-62-2311	0877-62-2311 (内線切替)																										
地域衛星通信ネットワーク ※1	7-037-466-001	7-037-466-002																										
地域衛星通信ネットワーク ※2	037-466-001	037-466-002																										
第3部 (N T T)	第3部 (防災行政無線： 地上) ※1	第3部 (防災行政無線： 衛星) ※2																										
TEL 0877- 62-2311	FAX 0877- 62-2311 (内線切替)	TEL 466- 502																										
		FAX 466- 581																										
		TEL 037- 466-001																										
		FAX 037- 466-002																										

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後			修 正 前		
第4節 地震情報等伝達計画			第4節 地震情報等伝達計画		
1 地震に関する情報 (2) 地震に関する情報 高松地方気象台は、気象庁が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。			1 地震に関する情報 (2) 地震に関する情報 高松地方気象台は、気象庁が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。		
【地震情報の種類、発表基準と内容】			【地震情報の種類、発表基準と内容】		
地震情報 の種類	発表基準	内容	地震情報 の種類	発表基準	内容
略			略		
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>個別の観測点</u> 毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>地点</u> 毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を <u>地震発生から概ね30分以内</u> に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後				修 正 前			
	※国外で発生した大規模噴 火を覚知した場合にも発 表することがある	火を覚知した場合は噴火發 <u>生から</u> 1時間半～2時間程 度で発表			※国外で発生した大規模噴 火を覚知した場合にも発 表することがある	火を覚知した場合は1時間 半～2時間程度で発表	
略							
【地震情報で用いる香川県内の震度観測点】							
(令 6 年 3 月 14 日現在)							
地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地	地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県東部	さぬき市	**さぬき市長尾総合公園	さぬき市長尾東 2450	香川県東部	さぬき市	**さぬき市長尾総合公園	さぬき市長尾東 2450
香川県東部	さぬき市	*さぬき市長尾東	さぬき市長尾東 888-5（長尾公民 館）				
香川県東部	小豆島町	*小豆島町片城	小豆島町片城甲 44-95（小豆島町 役場）	香川県東部	小豆島町	*小豆島町片城	小豆島町片城甲 44-95（小豆島町 役場）
(注) 1 略							
(注) 2 「さぬき市大川町」「さぬき市津田町」は庁舎建て替えのため、震度観測を休止している。							
第5節 災害情報収集伝達計画							
3 国に対する報告							
【消防庁連絡先】							

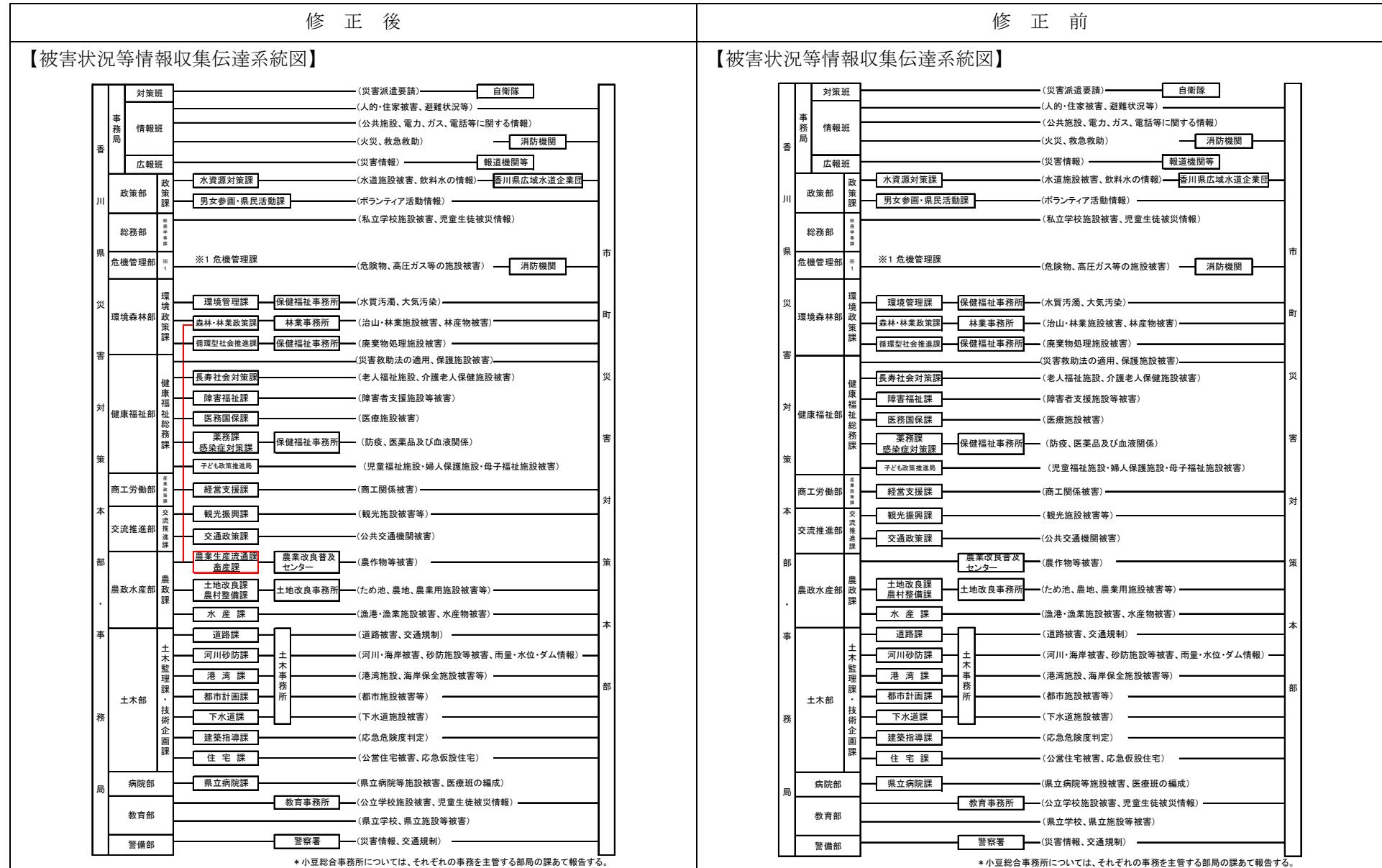
香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後					修 正 前						
区分 回線別	応急対策室 (平日 9:30~18:15)		宿 直 室 (左記以外)			区分 回線別	応急対策室 (平日 9:30~18:15)		宿 直 室 (左記以外)		
	電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553			03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553	
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036			19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036	
地域衛星通信ネット ワーク ※1	7-048-500-90- 49013	7-048-500-90- 49033	7-048-500-90- 49101	7-048-500-90- 49036			7-048-500-90- 49013	7-048-500-90- 49033	7-048-500-90- 49101	7-048-500-90- 49036	
地域衛星通信ネット ワーク ※2	<u>048-500-90-</u> <u>49013</u>	<u>048-500-90-</u> <u>49033</u>	<u>048-500-90-</u> <u>49101</u>	<u>048-500-90-</u> <u>49036</u>							

※1：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。

※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表



香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>第6節 通信運用計画</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(6) 災害対策用移動通信機器の利用</p> <p>県、市町及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、<u>衛星インターネット、公共安全モバイルシステムなど</u>）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。</p>	<p>第6節 通信運用計画</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(6) 災害対策用移動通信機器の利用</p> <p>県、市町及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、<u>MCA、簡易無線</u>）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。</p>
<p>第9節 救急救助計画</p> <p>8 感染症対策</p> <p>救急救助活動等を実施する各機関は、<u>感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	<p>第9節 救急救助計画</p>
<p>第10節 医療救護計画</p> <p>1 現地医療体制</p> <p>(1) 医療救護班の派遣</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMA T指定医療機関、D P A T登録医療機関、<u>災害支援ナース協定締結施設</u>、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DM</p>	<p>第10節 医療救護計画</p> <p>1 現地医療体制</p> <p>(1) 医療救護班の派遣</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMA T指定医療機関、D P A T登録医療機関、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>A T)、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、<u>災害支援ナース</u>、香川県医師会災害医療チーム（J M A T香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>④・⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、DMA Tの活動と並行して、また、DMA T活動の終了以後、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、<u>香川県災害リハビリテーション支援協会（香川J R A T）</u>、<u>香川県栄養士会</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>	<p>(D P A T)、香川県医師会災害医療チーム（J M A T香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>④・⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、DMA Tの活動と並行して、また、DMA T活動の終了以後、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>
<p>6 輸血用血液の確保</p> <p>(1) 血液の確保体制</p> <p>① 略</p> <p>② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液に</p>	<p>6 輸血用血液の確保</p> <p>(1) 血液の確保体制</p> <p>① 略</p> <p>② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液に</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>ついて、医療機関から供給要請を受けたときは、血液を供給する。</p> <p>また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。</p> <p>③ 略</p>	<p>ついて、医療機関から供給要請を受けたときは、<u>保有する在庫を踏まえつつ</u>、血液を供給する。</p> <p>また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。</p> <p>③ 略</p>
<p>第12節 緊急輸送計画</p> <p>4 緊急輸送拠点等の確保</p> <p>緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次（広域）物資拠点等を、市町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。<u>さらに、県は一次（広域）物資拠点等の、市町は二次（地域）物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第12節 緊急輸送計画</p> <p>4 緊急輸送拠点等の確保</p> <p>緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次（広域）物資拠点等を、市町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</p>
<p>第14節 避難計画</p> <p>3 避難誘導</p> <p>(2) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れることとする。<u>また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>6 指定避難所の運営</p>	<p>第14節 避難計画</p> <p>3 避難誘導</p> <p>(2) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>6 指定避難所の運営</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、 <u>避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるほか、照明、換気、食事供与、より快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。</u> また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、 <u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> 特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。	(5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、 <u>照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。</u> また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、 <u>簡易ベッド等の活用状況</u> 、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
(6) 市町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(6) 市町は、 <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u> のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
(7)～(9) 略	(7)～(9) 略
第16節 給水計画	第16節 給水計画

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>主な実施機関</p> <p>香川県広域水道企業団、直島町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて水道事業者が行う。）、（公社）日本水道協会香川県支部、県（危機管理課、水資源対策課、環境管理課）、市町、自衛隊</p>	<p>主な実施機関</p> <p>香川県広域水道企業団、直島町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて水道事業者が行う。）、（公社）日本水道協会香川県支部、県（水資源対策課、環境管理課）、市町、自衛隊</p>
<p>1 給水の確保等</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>県及び市町は、災害時等における私有井戸の井戸水の有効活用を図るため、災害時等応急用井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。</u></p>	<p>1 給水の確保等</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>第19節 廃棄物処理計画</p> <p>1 処理体制</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) <u>災害発生時における浄化槽の対応について、設置者講習会を通じて浄化槽管理者である住宅等の所有者に自ら点検する方法などを周知するほか、浄化槽の応急対策や復旧についての関係団体との連携を強化する。</u></p>	<p>第19節 廃棄物処理計画</p> <p>1 処理体制</p> <p>(1)～(4)</p>
<p>第26節 農林水産関係応急対策計画</p> <p>5 水産物に対する応急措置</p> <p>(1) <u>県は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導</u></p>	<p>第26節 農林水産関係応急対策計画</p> <p>5 水産物に対する応急措置</p> <p>(1) <u>市町は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指</u></p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>を行う。</p> <p>(2) 略</p>	<p>導を行う。</p> <p>(2) 略</p>
<p>第31節 被災動物の救護活動計画</p> <p>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</p> <p>略</p> <p>市町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための<u>資材の調達など</u>、必要な措置をとるよう努める。</p>	<p>第31節 被災動物の救護活動計画</p> <p>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</p> <p>略</p> <p>市町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。</p>
<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 復旧復興基本計画</p> <p>2 計画的復興</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 復旧復興基本計画</p> <p>2 計画的復興</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>第2節 公共施設等災害復旧計画</p> <p>1 災害復旧事業の種別</p> <p>県及び市町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、</p>	<p>第2節 公共施設等災害復旧計画</p> <p>1 災害復旧事業の種別</p> <p>県及び市町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設 ⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 <u>⑩水道</u> <u>⑪下水道</u> ⑫公園</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(4)～(8)</u> 略</p>	<p>検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設 ⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 <u>⑩下水道</u> <u>⑪公園</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(4) 水道施設災害復旧事業計画</u></p> <p><u>(5)～(9)</u> 略</p>
<p>第3節 被災者等生活再建支援計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、<u>農政課</u>、水産課、住宅課）</p> <p>市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、<u>四国行政評価支局</u>、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会</p>	<p>第3節 被災者等生活再建支援計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、<u>農業経営課</u>、水産課、住宅課）</p> <p>市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会</p>
<p>1 生活相談・情報提供</p> <p>(1) 県及び市町は、<u>四国行政評価支局が行う特別行政相談所の開設など</u>の特別行政相談活動や、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。</p>	<p>1 生活相談・情報提供</p> <p>(1) 県及び市町は、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。</p>

香川県地域防災計画【地震対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
10 雇用対策等	10 雇用対策等
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
<p><u>(4) 未払賃金の立替払事業の運営</u></p> <p><u>労働基準監督署は、災害によりやむなく事業活動の停止に至った中</u> <u>小企業事業主において賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者</u> <u>に対する未払賃金の立替払事業について、迅速に処理する。</u></p> <p><u>(5) 被災労働者に対する迅速・適正な労災補償の実施</u></p> <p><u>労働基準監督署は、労働者の所属事業場や医療機関が被災し、一時</u> <u>休業した等により労災請求の各種証明を受けることが困難な場合にお</u> <u>いても、迅速・適正な労災補償を実施する。</u></p> <p><u>なお、本災害により被災した場合、業務上もしくは通勤上と判断さ</u> <u>れた事案は、迅速・適正な労災補償を実施する。</u></p>	